

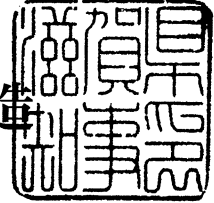


滋監第 75 号  
令和 3年 2月 4日

(株) 向茂組

向 春美 様

滋賀県知事 三日月 大造



特定 建設業の許可について (通知)

令和 3年 1月 6日付けで申請のあった特定建設業については、  
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しました  
ので、通知します。

記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事	許 可 ( 特 一 2 ) 第 41156 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 3 年 2 月 8 日 から 令 和 8 年 2 月 7 日 まで	
建 設 業 の 種 類		
土木工事業		建築工事業
大工工事業		とび・土工事業
石工事業		鋼構造物工事業
舗装工事業		しゅんせつ工事業
水道施設工事業		解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8 年 1 月 8 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)